



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. ハローワーク新卒求人公開日変更

NEWS2. 消費税免税等の特例の留意点

NEWS1. ハローワーク 新卒求人公開日が変更

平成30年度の大学等卒業予定者を対象とした求人の公開日は4月1日に前倒しとなります。ハローワークでの2019年度の大卒等の求人の取扱いが変更となりました。**求人**の公開が昨年度の6月1日から**4月1日**に前倒しとなります。これに伴い、**求人**の受理が昨年度の3月1日から**2月1日**に変更となります。

1.大卒等予定者の就職・採用活動の開始時期

経団連は、2015年12月に「採用選考に関する指針」を改定(2017年4月に同様の内容にて再度改定)し、広報活動および選考活動の開始時期は、以下のようになっています。

- ・広報活動: 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
- ・選考活動: 卒業・修了年度の6月1日以降

これはあくまでも経団連が出した指針であり、法的な義務があるようなものではありませんが、厚生労働省でも広く周知を行っており、多くの企業が指針に合わせた採用活動を行っています。

2.今後のハローワークでの求人の取扱い

厚生労働省でも、経団連の指針等を尊重し、ハローワークでの2019年度の大卒等の求人の取扱いについては、以下のようになっています。

- ・求人の受理: 2月1日以降
- ・求人の公開: 4月1日以降

求人の公開時期を早めることで、学生にとっては業界研究を行いやすくなり、また企業にとっても学生への広報活動を有効に行うことが可能となります。ハローワークでの求人の受理が2月1日からスタートすることから、求人を出す予定がある場合は早めに準備をしたいものです。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000133086.html>
(厚生労働省大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動時期について)

<お知らせ>

今号をもちまして「朝日だより」は休刊させて頂くことになりました。

今後、ますます市場ニーズが多様化・複雑化するなかで有用な情報提供のあり方を見直すべく、いったん幕を閉じさせていただきます。長きにわたりご愛読いただきありがとうございました。

情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先 名古屋事務所 052-571-5480
西尾事務所 0563-57-7850

Question

貸倉庫業を開業する予定です。建物等の多額の設備投資が必要となるので、消費税の課税事業者選択届を提出し、消費税を還付の手続きを行う予定です。注意点など教えてください。

Answer

課税事業者となるためには、原則として課税事業者となろうとする課税期間の開始の日の前日までに、「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要があります。ただし、新たに事業を開始した場合には、その事業を開始した日の属する課税期間の末日までに提出すれば、その課税期間から課税事業者となります。



【解説】

設備投資が多額にあった場合や、輸出業者のように売上げに係る消費税額よりも仕入れに係る消費税額が多く、経常的に還付が生じる事業者については、免税事業者であっても課税事業者を選択することによって、消費税の還付を受けることができます。

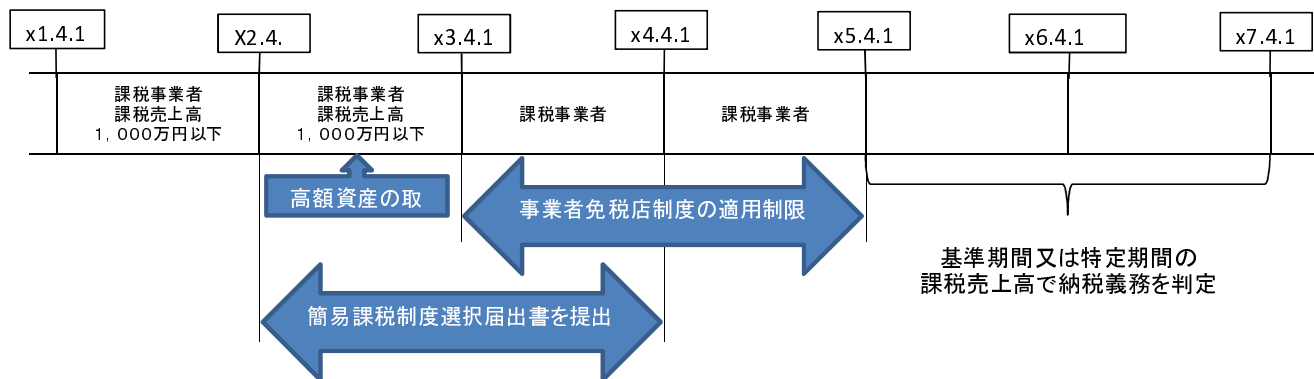
課税事業者となるためには、上記の通り「消費税課税事業者選択届出書」をの提出が必要です。

なお、課税選択によって納税義務者となった最初の課税期間を含めた2年間は免税事業者に戻ることはできません。

また、消費税課税事業者選択届出書を提出し、その届出書の提出があった日の属する課税期間の翌課税期間の初日から2年を経過するまでの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、その調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ消費税課税事業者選択不適用届出書を提出することができず、簡易課税制度を選択することもできません。

事業者が事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産の仕入れ等を行った場合には、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度を適用しないこととされました。

具体例



関係法令通達

消法9、9の2、12の2、12の4、57、消規26、消法消令25の5、25の6、平22改正法附則35、平28改正附則32、消基通1-5-15~20
 国税庁ホームページ タックスアンサー

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 052-571-5480
 西尾事務所 0563-57-7850